2026年11月12日

各　位

会 社 名　　株式会社コンセック
代表者名　　代表取締役社長　福田　多喜二
（コード：9895　東証スタンダード）
問合せ先　　執行役員管理本部長　細川　教子
（TEL　082－277－5451）

分配可能額を超えた剰余金の配当に関する外部調査結果を受けての関係者の法的責任にかかる改めての決定について

当社は、2026年11月6日付「分配可能額を超えた剰余金の配当に関する外部調査結果及びその再発防止策並びに公表が遅れた経緯について」にてお知らせした、関係者の法的責任の追及にかかる決定において、手続き上の不備が判明したため、本日2026年11月12日開催の取締役会において、改めて「関係者の法的責任の追及を行わない予定にあること」を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．手続きの不備及び経緯について

当社は、2026年11月6日開催の取締役会において、「関係者の法的責任の追及を行わない予定にあること」を決議いたしました。しかしながら、当該議案の審議および決議に際し、法的責任の追及対象となる代表取締役が議長を務めており、本来、特別利害関係を有しない取締役に議長を交代する等の適切な手続を行うべきところ、当該対応がなされていなかったことが判明いたしました。

このため、当該決議の手続上の適正性および有効性に疑義が生じたことから、適正な意思決定手続を確保するため、本日開催の取締役会において、特別利害関係を有しない取締役による議長のもとで改めて審議および決議を行うことといたしました。

２．本日改めて決定した「関係者の法的責任」について

2026年11月5日付「調査報告書」を受け、本件に関する関係者の法的責任について、外部調査委員会の検討結果は以下のとおりです。

⑴　刑事責任

刑事責任は故意犯であるところ、代表者及び管理本部長以外の取締役及び監査役については、本件配当が分配可能額を超えるものであることを全く認識していなかったことから、これらの取締役及び監査役に刑事責任が生じる余地はない。

他方、代表者及び管理本部長は、事前に担当会計士から本件配当が分配可能額を超えるものであるとの説明を受けていたことから、株主総会前に本件配当が分配可能額を超えるものであることを認識していたことは否定できない。しかしながら、本件配当に関する取締役会決議時には分配可能額を超えるとは全く認識しておらず、株主総会のわずか２日前に事実を知らされ、それに対応する具体策も見いだせない状況であったこと、先だって将来の配当原資を確保する措置を決めており、本件配当が可決された株主総会において資本準備金をその他資本剰余金に振り替える議案が同時に可決されていたこと、その後の債権者保護手続においても債権者から異議がでておらず、本件配当は実質的には会社債権者に影響を及ぼすような行為であると評価するには至らないと考えられることなどの事情を考慮すれば、当委員会としては、本件事案は、刑事責任を追及する必要がある事案とまでは認められないと考える。

⑵　民事責任

ア　取締役の責任

本件に関与する代表者及び管理本部長並びにその他取締役会決議に賛成した取締役は、いずれも注意を怠らなかったとまで認めることはできない。

しかしながら、配当規制は資本充実の観点から会社債権者保護のために要求されるものであると考えられるところ、当社では資本金及び資本準備金は十分確保されている。特に、本件配当と同時に資本準備金をその他資本剰余金に振り替えることが決議されており、その後の債権者保護手続においても異議は出されていない。そして、実際に配当された金額は 47 百万円と上記資本金等の規模と比較しても決して多額ではなく、しかも、安定配当を基本方針としていることから、万一本件配当を実施しなかったとしても、その相当額は別途配当として株主に還元していたと考えられるところでもある。そうであれば、本件配当を実施したことにより当社の財務を棄損させたとは評価できず、会社債権者保護の見地から見ても、別途経済的な補填をする必要まではないと考えることが可能である。

また、本件配当議案を株主総会に付議することを決議した 2025 年 5 月 14 日の取締役会時点で、取締役全員が分配可能額に違反することを認識しておらず、株主総会のわずか２日前にそれが不足することを伝えられた代表者及び管理本部長において他の具体的な方策を見出すことができなかったこと、トーマツが分配可能額について確認していたと信じることも会社側から見た会計実務からは無理からぬことであること、これまで当社は分配可能額を超える配当を実施したことはなく、本件配当だけ一回的に違法な内容となってしまったことなどを考慮すると、取締役の責任の質的、量的な程度は高くないと評価し得る。

その他、本件配当議案に賛成した取締役は報酬の３か月分の１割から３割相当額を自主返納する予定であるほか、代表者と管理本部長は再発防止策を積極的に講じる姿勢を見せている。

以上の事情を総合考慮すると、当委員会としては、分配可能額を超える配当を実施したことの落ち度は重ねて認識してもらう必要があるものの、会社法上の責任を追及する必要性までは認められないものと判断する。

イ　監査役の責任

監査役の職務は、取締役の職務執行の適法性を監査するものであるから、取締役が配当を実施するにあたり、分配可能額を超える配当を未然に防ぐための措置を取るべきであったところ、このような対応を取った形跡はなく、2025 年 5 月 14 日に開催された監査役会においても何ら意見を述べた事実は認められず、監査役には任務懈怠があったと評価し得る。

もっとも、本件配当が実質的には当社の財務を棄損させたとは認められないこと、監査役全員が分配可能額を超過することを認識していなかったこと、監査役も報酬の３か月分の１割相当額の自主返納や再発防止のための対応を見せていることから、当委員会としては、監査役についても、損害賠償責任を追及する必要はないものと判断する。

ウ　会計監査人の責任

会計監査人は、その任務を怠ったときは会社に対し損害賠償責任を負うところ、剰余金の配当議案は会計監査人の直接の監査対象ではない。一方で、会計監査人は会社法に違反する重大な事実である違法配当について、会社法第 397 条第 1 項に基づき監査役会に報告すべき対象であったことは否定できない。

しかしながら、配当の実施の可否はあくまで当社が判断すべきことであるほか、担当会計士が認識した時期も株主総会のわずか3 日前であり、担当会計士は一応代表者に直ちに報告をしている事情もある。また、担当会計士が故意に監査役に報告しなかったというわけでもない。さらに、本件配当議案と同時に資本準備金 1,500 百万円をその他資本剰余金に振り替える議案が決議されており、当該振替えは債権者からの異議がなく、2025 年 9 月 1 日に効力が発生していることからすれば、結果として配当原資は確保されており、分配可能額規制が企図するところの債権者保護の趣旨は損なわれていないと評価できる。

以上を総合的に勘案すると、当委員会としては、監査役会への報告はすべきだったと考えられるものの、会計監査人についても、損害賠償責任を追及する必要まではないものと判断する。

上記外部調査委員会による検討結果を踏まえ、当社は現時点において関係者に対する法的責任の追及を行うことは予定しておりません。

以上